

静岡県告示第376号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定に基づき公有水面埋立てを承認したので、同法第11条の規定に基づき告示する。

令和元年11月12日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立承認の日

令和元年10月31日

2 埋立人

- (1) 住 所 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1番36号
- (2) 氏 名 国土交通省中部地方整備局
- (3) 代表者 愛知県名古屋市中区榑木町3丁目73番地
国土交通省中部地方整備局長 勢田 昌功

3 埋立区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区日の出町109-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域。

- ①の地点 三保貝島四等三角点（北緯35度00分29秒5523、東経138度30分09秒6954（以下「基点」という。））から229度52分55秒644.96mの地点
- ②の地点 ①の地点から 89度47分10秒 25.20mの地点
- ③の地点 ②の地点から 179度47分10秒 183.24mの地点
- ④の地点 ③の地点から 269度47分10秒 25.70mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 359度47分10秒 158.21mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 90度00分00秒 0.50mの地点

(3) 面積

4,696.69平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

静岡県静岡市清水区日の出町109-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域。

- ㊸の地点 三保貝島四等三角点（北緯35度00分29秒5523、東経138度30分09秒6954（以下「基点」という。））から237度47分38秒552.70mの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から 89度47分10秒 140.00mの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から 179度47分10秒 425.06mの地点

㊥の地点	㊦の地点から	269度47分10秒	140.00mの地点
㊧の地点	㊥の地点から	359度47分10秒	115.00mの地点
㊨の地点	㊧の地点から	269度47分10秒	35.00mの地点
㊩の地点	㊨の地点から	359度47分10秒	195.06mの地点
㊪の地点	㊩の地点から	89度47分10秒	35.00mの地点

(3) 面積

66,334.68平方メートル

5 埋立地の用途

埠頭用地